

議案第 80 号

山陽小野田市病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部
を改正する条例の制定について

山陽小野田市病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改
正する条例を次のように定める。

平成 30 年 8 月 31 日提出

山陽小野田市長 藤 田 剛 二

山陽小野田市病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部
を改正する条例

山陽小野田市病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成 18
年山陽小野田市条例第 45 号）の一部を次のように改正する。

第 22 条中「（平成 3 年法律第 110 号）」を「（平成 3 年法律第 110 号。
以下「育児休業法」という。）」に改める。

第 24 条の見出し中「再任用職員」を「再任用職員等」に改め、同条中「、
第 17 条」を「及び第 17 条」に、「又は第 28 条の 6 第 1 項」を「若しくは
第 28 条の 6 第 1 項」に、「第 2 項の規定により」を「第 2 項、育児休業法第
18 条第 1 項又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平
成 14 年法律第 48 号）第 5 条第 1 項若しくは第 2 項の規定により」に改め
る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第80号 参考資料

山陽小野田市病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(育児休業の承認を受けた職員の給与)</p> <p>第22条 地方公務員の育児休業等に関する法律<u>(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)</u>第2条第1項の承認を受けた職員には、育児休業をしている期間については、給与を支給しない。ただし、期末手当及び勤勉手当については、この限りでない。</p> <p>(再任用職員等についての適用除外)</p> <p>第24条 第5条、第7条及び第17条の規定は、地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項若しくは第28条の6第1項若しくは第2項、<u>育児休業法第18条第1項又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成14年法律第48号)第5条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員には適用しない。</u></p>	<p>(育児休業の承認を受けた職員の給与)</p> <p>第22条 地方公務員の育児休業等に関する法律<u>(平成3年法律第110号)</u>第2条第1項の承認を受けた職員には、育児休業をしている期間については、給与を支給しない。ただし、期末手当及び勤勉手当については、この限りでない。</p> <p>(再任用職員についての適用除外)</p> <p>第24条 第5条、第7条、<u>第17条</u>の規定は、地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項<u>又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員には適用しない。</u></p>